



静岡県行財政改革大綱実施計画(集中改革プラン)概要

背景

県内自治構造新時代

1. 市町村合併の進展と2つの政令指定都市の誕生
2. 地方行財政制度改革の進展
3. 行政サービスに求められる水準の高まり

目標

生産性の高い行政運営による
県民満足度の向上

集中改革プラン

位置付け

静岡県行財政改革大綱(15年3月改定)と
新たな取組の実施計画

計画期間

平成17年度から21年度までの5年間

7本の柱

1. 新公共経営(NPM)の一層の推進

2. 簡素で効率的な組織の構築

5. 市町村合併の推進と広域連合の設置

3. 県民参加と民間能力の活用

6. 人材の育成と人事給与制度改革

4. 県民サービスの向上

7. 健全財政の枠組みの堅持

1. 新公共経営(NPM)の一層の推進

成果を重視した効率的で質の高い、県民本位の行政運営が展開できるよう、目的指向型行政運営である新公共経営(NPM)を一層推進します。

(1) 新公共経営(NPM)による行政の生産性の向上

新公共経営(NPM)の特徴

県民を公共サービスのお客様として大切にすること

数値目標の設定と行政評価

フラットな組織

市場メカニズムの活用 等

一層の行政の生産性の向上を図る

(2) 部局横断的なマネジメント機能の充実

戦略展開による政策の重点化

知事方針に基づく部局長方針書などにより
政策や資源配分の重点化を図る。

トップマネジメント体制の検討

民間企業的意思決定と業務執行の仕組みを参考に、部局横断的な行政運営を検討する。

(3) 業務棚卸表を活用した行政評価の推進

業務棚卸表を活用し、計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Action)の行政運営サイクルを着実に繰り返し、常に施策や事務事業を見直す。

(4) 全職員による業務の不断の見直し

職員一人ひとりが身近なところから改革を実践する「ひとり1改革運動」を推進し、職員が日常的に自ら考え行動する組織風土を醸成する。

(参考)ひとり1改革運動の取組件数

| 年度 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 累計 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 改革成果 | 3,397 | 2,617 | 2,647 | 4,739 | 5,633 | 5,630 | 8,492 | 11,256 | 44,411 |
| 提案 | 1,956 | 2,850 | 4,590 | 3,266 | 2,215 | 1,480 | 1,295 | 1,136 | 18,788 |
| 計 | 5,353 | 5,467 | 7,237 | 8,005 | 7,848 | 7,110 | 9,787 | 12,392 | 63,199 |

改革成果:自ら改革を行い、その成果を報告する。

提案:自らの所属では解決できない課題の解決策を提案する。

2. 簡素で効率的な組織の構築

県が担うべき広域的課題に戦略的に取り組めるよう、簡素で効率的な組織を構築します。

(1) 行政組織の一層の効率化

本庁組織

- ・国の省庁に対応する縦割り組織を改めることによる主体的な行政運営
- ・経営管理機能を集約し、機動的な行政運営

出先機関

- ・県が担うべき役割・機能の強化
- ・専門性や利便性の高いサービス提供体制の整備

試験研究機関

- ・試験研究機能と地域支援機能の充実
- ・13 試験場、15 分場
6 研究所、8 センター、3 分場(19 年 4 月)

県立大学

- ・公立大学法人化(19 年 4 月を目途)

県立病院

- ・地方独立行政法人化も視野に入れた運営体制の検討
- ・静岡がんセンターの全床開棟後の運営体制の検討

企業局

- ・本庁 4 室、出先 5 事務所 2 室、2 事務所体制

教育委員会事務局

- ・文化、スポーツ、生涯学習支援などを担う体制の研究

教育事務所

- ・3 事務所 2 事務所(19 年 4 月)

警察署

- ・3 署を新設、3 署を統廃合、管轄区域の見直し

(2) 職員数の適正な管理

行政の生産性の向上により、業務の質を向上させながら効率化を進め、その結果を職員数に的確に反映させる。

一般行政部門

- ・平成 22 年 4 月までの 5 年間で、500 人を削減

その他の部門

- ・病院、教育及び警察の各部門の職員数については、行政需要の動向を見極めながら、常に見直しを行い、適正に管理

職員数の試算値

- ・この計画に掲げる内容を具体化した場合の職員数の試算

| | 17.4.1 | 22.4.1 | 17~22 |
|---------|--------|--------|--------------|
| 一般行政 | 6,468 | 5,968 | 500 (7.7) |
| 病院 | 1,974 | 129 | 1,845(93.5) |
| 教育 大学 | 404 | 64 | 340(84.2) |
| 教育 大学除く | 25,721 | 25,059 | 662 (2.6) |
| 警察 | 6,618 | 6,820 | +202 (+3.1) |
| 計 | 41,185 | 38,040 | 3,145 (7.6) |

(3) 外郭団体等の改革

外郭団体等の改革に計画的に取り組む。

対象団体

外郭団体(33 団体)及びその他の県出資法人(29 団体)

検証の方針

- ・必要性の検証
- ・設立意義や民間等との役割分担などを点検
- ・健全性の検証
- ・経営状況、実施事業や管理運営体制などを点検
- ・透明性の検証
- ・経営状況等に関する情報公開の状況などを点検
- ・財政関与の検証
- ・県からの補助金、委託料を点検

外郭団体の主な取組内容

団体の統廃合

- ・(社)静岡県畜産物価格安定基金協会(18 年 4 月、(社)静岡県畜産協会度に統合)
- ・(財)静岡県総合管理公社(19 年 4 月の統廃合を検討)

外郭団体の役職員数

- ・17 年 4 月 709 人 22 年 4 月 25%削減
- ・県退職者の常勤役員退職手当の廃止(18 年度)

(4) 電子県庁の一層の推進

行政手続のオンライン化

- ・電子申請システム(17 年 4 月稼働)
- ・県税の電子申告、電子納税、納税証明書の電子化
- ・電子収納(平成 18 年 4 月接続開始)
- ・電子入札、電子納品(平成 19 年度完成)

内部管理事務の効率化

- ・総合文書管理システムの全庁稼働
- ・グループウェアを活用した事務処理システムの拡充

コンピュータシステムの最適化

- ・レガシー(旧式)システムからの脱却
- ・オープン化によるトータルコスト削減

一般行政部門の定員管理

| | 一般行政部門の定員管理 (人) | | |
|------|-------------------|--------------------|--------------------|
| | 9 年 4 月から 5 年間 | 14 年 4 月から 3 年間 | 17 年 4 月から 5 年間 |
| 計 画 | 500 | 250 | 500 |
| 実 績 | 509 | 278 | |
| 実績累計 | 509 | 787 | |

3. 県民参加と民間能力の活用

県民参加型の行政を目指すとともに、意欲と能力を備えた多様な主体との協働や新たな制度等による民間能力の活用を推進します。

(1) 県民参加による行政の推進

県民のこえの県政への積極的な反映

- ・知事広聴、県政さわやかタウンミーティング
- ・県民意見提出手続

県政に関する情報の公開と戦略的な広報

- ・政策形成過程における情報等の積極的な公表
- ・様々な広報媒体を組み合わせた広報

NPO等との協働の推進

- ・協働の在り方、ルールなどの手引き書の作成
- ・NPOからの提案型協働事業
- ・社会資本整備における協働の推進

指定管理者制度を導入する施設

| | | |
|-------------|------|------------------------|
| 18年4月までに導入済 | 38施設 | 富士山こどもの国、小笠山総合運動公園等 |
| 19年度以降導入予定 | 4施設 | 男女共同参画センター、朝霧野外活動センター等 |

市場化テスト

- ・法令等により民間能力の活用に制約のあった業務について、制度導入の可能性を検討

地方独立行政法人制度

- ・県立大学(19年4月を目途に導入)
- ・県立病院(地方独立行政法人化も視野に入れた運営体制の検討)

(2) 新たな制度の活用

民間開放のために創設された制度の特質を見極めながら積極的に活用する。

PFI(民間資金を活用した社会資本整備)

- ・財政負担額、サービス水準等を比較検証し、総合的に評価した上で、制度を活用

指定管理者制度

- ・公の施設の効率的な運営と県民サービスの質の向上を図る観点から積極的に制度を活用

(3) 事務の集中化と民間委託の拡大

民間委託の拡大

- ・これまでの民間委託による職員数削減実績は主な事例だけで229人
- ・定型的業務や専門性の確保が求められる業務等について民間委託を一層推進

総務事務センターの対象範囲の拡大

- ・総務事務の集中化と民間委託による職員数削減実績60人

出先機関、教育委員会事務局等にも拡大

4. 県民サービスの向上

情報技術の進歩や行政サービスの民間開放などの環境の変化に対応した業務の見直しを行うことにより、県民本位で質の高い行政サービスを提供します。

(1) 窓口サービスの利便性の向上

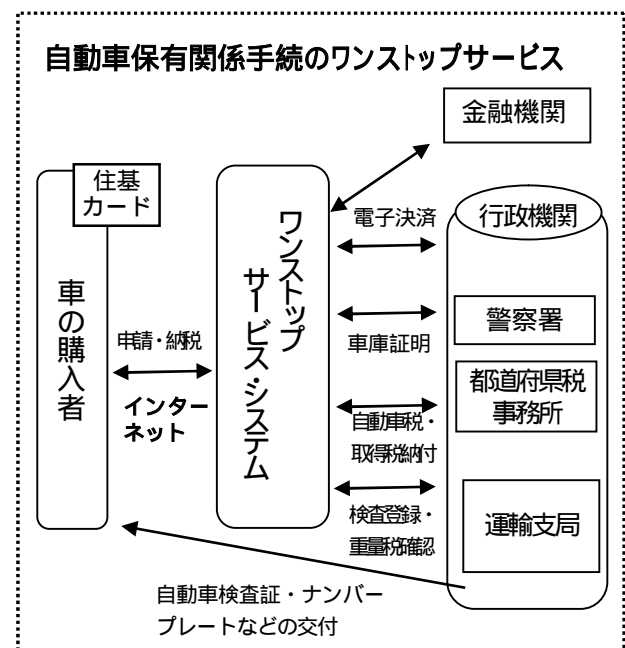
- ・自動車税のコンビニ納付(17年5月)
- ・自動車保有関係手続のワンストップサービス(18年4月)
- ・旅券の日曜日交付(18年7月)等

(2) 行政手続の簡素化

- ・電子申請、電子収納、電子入札の推進
- ・許認可等の標準処理期間の見直し

(3) 県有施設におけるサービスの充実

- ・公の施設(指定管理者による新たなサービスの提供、開館時間の延長等)
- ・県立大学(公立大学法人化で魅力ある大学づくり)
- ・県立病院(患者、家族のニーズに迅速な対応、地域医療・へき地医療の支援強化)
- ・県有施設予約システム「とれるネット」の充実
- ・来庁者に分かりやすい庁舎内案内表示の設置



5. 市町村合併の推進と広域連合の設置

市町が住民に身近な業務を総合的に行えるよう、市町村合併や権限移譲を推進するとともに、広域連合の設置など市町との連携と協働に取り組みます。

(1) 市町村合併の推進

- ・市町村合併推進構想の策定(18年3月)
- ・新市町村合併支援プランの策定(18年3月)

(2) 市町への権限移譲の推進

- ・第4次権限移譲推進計画の策定(18年度)

(3) 新型政令指定都市実現に向けた取組

- ・浜松市の政令指定都市移行の支援
- ・静岡県独自の権限移譲を進め、新型政令指定都市を実現

(4) 市町、県を通じた行政執行体制の整備

広域連合構想の具体化

地方税一元化構想の推進

- ・県、市町の連絡会議の設置(18年度)
- ・地方税機構(仮称)の設置(20年度)

電算システムの共同の開発、利用、民間委託

市町の「集中改革プラン」の取組支援

市町との職員人事交流

6. 人材の育成と人事給与制度改革

地方分権の進展に伴い、県の果たす役割が変化の中で、職員の意欲・能力を活かす人材の育成を図り、能力・実績を重視した人事給与制度改革を構築します。

(1) 分権時代の行政を担う人材の育成

静岡県キャリア・デベロップメント・プログラムの推進

- ・職員が主体的に目標を持って能力開発
- ・職員のキャリア意向と能力、適性を十分に反映した人事異動を実施

職員研修の充実

- ・自治研修所研修と職場研修の充実・強化
- ・民間企業への研修派遣、国・市町との積極的な人事交流

(2) 人事給与制度改革

人事管理システムの改革

- ・複線型の人事管理を実施
- ・職員の能力・実績が適切に反映される透明性、納得性の高い人事評価制度

職員給与等の適正化

- ・人事委員会勧告を尊重しつつ給与改定を実施
- ・社会経済情勢の変化等を注視し、手当、福利厚生事業等を見直し

7. 健全財政の枠組みの堅持

持続可能な財政運営を確保するため、歳入歳出構造の改革により歳出のスリム化と歳入確保を図り、健全財政の枠組みを堅持します。

(1) 取組方針

新公共経営(NPM)による予算編成
財政の中期見直し、財政健全化指標の見直し

財政健全化の3指標

- ・経常収支比率を90%以下へ
- ・起債制限比率を15%台に抑制
- ・県債残高2兆円程度を上限

生産性の向上

- ・行政評価を活用した事務事業の見直し

(2) 歳出のスリム化

義務的経費(人件費、公債費)の抑制

投資的経費の見直し

- ・少ない投資で成果を上げる事業手法の検討

その他の経費の見直し

- ・市町、民間等との役割分担を踏まえた事業見直し
- ・内部管理経費等の徹底した見直し

(3) 歳入の確保

県税の安定的確保

- ・納税環境の整備
- ・県税収入率の向上

県債の計画的な管理

- ・健全化目標を踏まえた県債発行
- ・市場のニーズに応じた県債発行

その他収入の積極的確保

- ・新たな資金調達手法の検討
- ・未利用財産の売却等

(4) 財政状況等の公表

- ・県のホームページ等を通じた、財政状況や予算編成状況の積極的な公表

行革日本一に挑戦!

静岡県は、生産性の高い行政運営で
県民満足度の向上を目指します。

静岡県総務部行政改革室

電話: 054-221-2911 (FAX: 221-2750)

メール: gyoukaku@pref.shizuoka.lg.jp

ホームページ: <http://www.pref.shizuoka.jp/soumu/sm-17/>